

外資系ネット企業との取引と消費税

はじめに

昨年より海外の企業が電子書籍や音楽、広告などを日本向けに配信するサービスに消費税を課す方針との報道がなされていました。今回は、広告や電子書籍等の配信サービスの消費税の取扱いについてまとめてみたいと思います。

消費税が課税されるものとは？

次の4要件を満たした場合には消費税が課税されます。

- (1) 国内において行うものであること
- (2) 事業者が事業として行うものであること
- (3) 対価を得て行うものであること
- (4) 資産の譲渡、資産の貸付、役務の提供であること

消費税は日本国内における消費に着目して課税する税金であるため、国外における消費には課税されません。したがってその取引が「国内取引に該当するか？」の判断が重要になります。例えば、役務の提供の場合には「役務の提供が行われた場所」が国内であれば国内取引に該当します。また、国内及び国外にわたって行われる役務の提供で役務の提供が行われた場所が明らかでないものは、「役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地」で国内取引の判定を行います。

具体的な取扱い

(1) リスティング広告

リスティング広告は、検索エンジンの検索結果に有料で広告を表示するサービスでヤフー(株)のYahoo!リスティング広告やGoogleのAdWordsなどがあげられます。広告は役務提供に該当するため、まず役務提供が行われた場所で国内取引の判定を行います。ネット上のサービスは役務提供地が国内に限定されないため、「役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地」で国内取引の判定を行います。Yahoo!リスティング広告は役務提供者であるヤフー(株)が内国法人に該当するため

国内取引に該当します。一方、Google AdWordsの契約は外国法人であるGoogle Asia Pacific, Inc.との契約になるため、役務提供者の事務所等の所在地が国外と考えられるため、国内取引には該当せず仕入税額控除を受けることはできません。なお、Facebook広告についても外国法人を通じて行われるため国外取引であると考えられます。

(2) 電子書籍等の取扱い

電子書籍等については、その取引が「資産の譲渡」に該当するものと仮定して判定をしてみたいと思います。

「資産の譲渡」については「譲渡が行われた時点においてその資産が所在していた場所」により判定を行います。ネット配信の場合にはその資産の所在していた場所が明らかではありません。資産の所在場所が明らかでない場合には、「譲渡を行う者の譲渡に係る事務所等の所在地」となります。

例えば、Amazonで購入可能な書籍や音楽のダウンロードについては、販売業者がAmazon.com Int'l Sales, Inc.という米国法人になっている書籍等が見受けられますが、この場合には譲渡を行う者の事務所等が国外になるため消費税が課税されません。一方で国内の業者が販売する電子書籍は国内取引に該当するため消費税が課税されることとなります。消費者にとっては同じ書籍を購入する場合でも消費税分だけ値段に違いが生じることになり、日本で配信する業者にとっては消費税相当分だけ価格競争力が弱まっている状況にあります。

消費税の内外判定を慎重に

インターネットサービスには、国内・国外を意識せず使っているサービスの中にも外国法人が役務提供を行っているようなサービスが多く見られます。また、クラウドサービスの発展に伴って今後もそのような取引が増加していくものと考えられます。今後、消費税の増税も予定されているため消費税の内外判定をより慎重に行う必要があると考えられます。(文責：森永)

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ
税理士法人 青山トラスト 広報企画室
Email : info@aotaf.jp